

船橋市計量検査事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）その他別に定めるものの他、船橋市が行う計量検査事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定期検査)

第2条 法第19条及び第21条第1項の規定に基づく特定計量器（以下「計量器」という。）の定期検査（以下「検査」という。）は、2年に1回、船橋市指定定期検査機関（以下「指定機関」という。）が実施する。

(検査の公示)

第3条 検査対象区域、検査対象となる計量器、検査実施期間及び場所並びに指定機関を、その期間の初日の1月前までに告示（様式1）する。

(検査の通知)

第4条 指定機関は受検者に対して検査実施日の7日前までに定期検査通知書（様式2又は様式3）にて通知する。

(検査の実施の場所)

第5条 検査は特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号の規定に基づき所在場所検査にて行う。

(検査対象計量器)

第6条 検査対象の計量器は、非自動はかり（法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

(検査の実施範囲)

第7条 検査の実施範囲については、西暦による年度ごとに、次のとおりとする。

(偶数年度)

| 区域別によるもの | 区域は問わないもの |
|---|----------------------------|
| 郵便番号の上3ケタが273で始まる区域に所在するもの（金杉・金杉町・金杉台区域を除く） | ひょう量500kgを超えるもの及び同所に所在するもの |
| | 市立保育園に所在するもの |

(奇数年度)

| 区域別によるもの | 区域は問わないもの |
|---|---------------------|
| 郵便番号 270-1471 及び上3ケタが 274 で始まる区域に所在するもの (金杉・金杉町・金杉台区域を含む) | 市立保育園を除く市立施設に所在するもの |

(定期検査済証印等)

第8条 指定機関が行う検査に合格した計量器は、定期検査済証印(様式4)を貼付する。

2 検査に合格しなかったときは、検定証印等を除去し、不合格シール(様式5)を貼付する。また、不合格となった理由及び処置方法を受検者に説明のうえ、不合格票(様式6)及び不合格計量器通知書(様式7-1)を交付するとともに、不合格計量器処置結果通知書(様式7-2)の提出を求める。

3 法第19条第1項第3号の規定に該当する、検査を要しない計量器があった場合には、免除シール(様式8)を貼付する。

(定期検査に代わる計量士による検査業務の届出)

第9条 計量士が新たに市内において法第25条第1項の規定に基づく、定期検査に代わる計量士による検査(以下「代検査」という。)を開始するときは、市長に代検査業務届出書(様式9-1)を提出するものとする。

2 前項の届出書に変更があったときは、市長に代検査業務の届出事項変更届(様式9-2)を提出するものとする。

3 第1項の届出により、代検査を行う者は、検査を行う年度の4月末日までに市長に検査予定計画書(様式9-3)を提出するものとする。

(検査を受検しなかった者の取扱い)

第10条 正当な手続きを行わないで検査を受検しなかった者に対しては、次の各号の掲げるところにより取り扱うものとする。

(1) 検査を受検しなかった者に対しては、指定機関が電話等により検査の受検を要請する。また、これに従わなかった者に対し、定期検査受検要請書(様式10)を送付する。

(2) 前号の規定による要請に従わなかった場合は、その氏名、名称等について定期検査未受検者報告書(様式11)を市長に提出する。

(3) 市長は、前号の規定による要請に従わなかった場合は、定期検査受検勧告書(様式12)を発行し検査の受検を促す。

(4) 前号の検査を受検しなかった者に対しては、定期検査受検警告書（様式13）を発行し検査の受検を促す。

（立入検査）

第11条 法第148条の規定に基づく立入検査の対象者別の検査内容及び頻度は、「別表1」「別表2」のとおりとする。

2 消費者等からの苦情等があったときは、早急に対応し、適切に処理するとともに苦情等の内容及び処理結果を記録（様式14）し、保管する。

3 船橋市域外に所在する事業者に立入検査の必要性が生じた場合は、当該事業所を管轄する都道府県知事又は特定市の長に文書により立入検査の実施とその結果の報告を要請する。

（違反等に対する措置）

第12条 立入検査において、事業者等に法の違反行為（法第10条第1項の義務を含む）が認められたときは、原則として次の各号に掲げるところにより取り扱うものとする。

(1) 違反者に対して早急な改善措置を行うよう指導し、改善の報告を求める。

(2) 前号の違反者の中で改善の報告がない者、または再立入検査時に改善がみられない場合は、改善勧告書（様式15-1 特定計量器用、様式15-2 商品販売用）を発行する。

(3) 前号の措置に応じない者については、警告書（様式16-1 特定計量器用、様式16-2 商品販売用）を発行する。

(4) 前号の措置に応ずることなく、かつ、改善の意思が認められない場合は、法に基づき公表することを考慮する。

（適正計量管理事業所）

第13条 法第127条第1項の適正計量管理事業所の指定を受けようとする者は、同条第2項の規定に基づく申請（様式17）に必要な書類を添え、指定検査申請書（様式18）と併せて市長に提出するものとする。

2 前項の申請書が提出されたときは、遅滞なく、計量管理の方法についての検査を行い、検査の結果（様式19）を経済産業大臣（又は千葉県知事）に報告する。

（特定計量器定期検査済証明書） ※前第14条

第14条 指定機関が行う検査を受けた者が検査済の証明書の交付を受けようとするときは、指定機関に特定計量器定期検査済証明書の交付を申請し、指定機関が交付するものとする。

(手数料の徴収)

第15条 検査手数料及び適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料は、受検者又は申請者から船橋市手数料条例の定めるところにより徴収する。

2 指定機関が収納した現金は、指定機関の収入とする。また、やむを得ない理由により現金による徴収が困難な場合は、請求書に基づき、指定機関が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

(手数料の免除等)

第16条 次の各号のいずれかに該当し、減免の申請があった場合には、手数料を免除する。

- (1) 市立の施設が使用している計量器の検査
- (2) 国又は他の地方公共団体が公用又は公共用に使用している計量器の検査
- (3) その他必要があると認めたとき

2 手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式20)を提出するものとする。

(職員等)

第17条 指定機関が行う検査における計量器の不合格処理及び立入検査における検査結果の講評・指導については、一般計量士、並びに国立研究開発法人産業技術総合研究所「計量研修センター」の基礎計量教習以上の課程を終了した職員があたる。

2 立入検査を行う職員は、立入検査証(様式21)を携帯し、立入検査の際は関係者に提示しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 別表1 特定計量器に係わる立入検査
- 別表2 商品の販売に係わる事業者に対する立入検査
- 様式1 特定計量器定期検査の実施について
- 様式2 定期検査通知書（大型はかり以外用）
- 様式3 定期検査通知書（大型はかり用）
- 様式4 検査済証印（シール）
- 様式5 不合格シール
- 様式6 不合格票
- 様式7-1 定期検査不合格計量器通知書
- 様式7-2 定期検査不合格計量器処置結果通知書
- 様式8 免除シール
- 様式9-1 代検査業務届出書
- 様式9-2 代検査業務の届出事項変更届
- 様式9-3 検査予定計画書
- 様式10 定期検査受検要請書（指定機関発行用）
- 様式11 定期検査未受検者報告書（指定機関発行用）
- 様式12 定期検査受検勧告書（市発行用）
- 様式13 定期検査受検警告書（市発行用）
- 様式14 立入検査苦情処理記録簿
- 様式15-1 改善勧告書（特定計量器用）
- 様式15-2 改善勧告書（商品販売用）
- 様式16-1 警告書（特定計量器用）
- 様式16-2 警告書（商品販売用）
- 様式17 適正計量管理事業所指定申請書
- 様式18 適正計量管理事業所指定検査申請書
- 様式19 適正計量管理事業所指定申請検査書
- 様式20 手数料減免申請書
- 様式21 立入検査証

別表1 特定計量器に係わる立入検査

| 対象特定計量器 | 検査の方法等 | 頻度等 |
|-----------|---|--------------------------------------|
| ①燃料油メーター | <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンドその他の燃料油を販売する事業者の当該特定計量器の使用実態を把握し管理台帳等により検定証印等の有効期間の管理状況を検査する。 ・効率的な巡回計画を立て、地域を5ブロックに分割して立入検査を実施し、外観検査（検定証印、有効期間等）を行ない、使用範囲の表示の遵守状況について検査するとともに、必要に応じて法第151条第1項各号の検査を行なう。 | 各事業者に対して、5年に1回以上 |
| ②タクシーメーター | <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー事業者ごとの認可台数及び稼働台数を把握し、管理台帳等により装置検査証印の有効期間の管理状況を検査する。 ・ターミナル等で客待ちのタクシー及び必要と認める事業者の駐車場等に立ち入り、検定証印、装置検査証印等について検査を行なうとともに、必要に応じて法第151条第1項各号の検査を行う。 | 必要の都度 |
| ③水道メーター | <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者（都道府県、市町村営の水道局等）及び民営の水道事業者に定期的に立ち入り、管理台帳等により検定証印等の有効期間の管理状況を検査し、必要に応じて水道事業者と共同で取付姿勢の検査及び法第151条第1項各号の検査を行う。 ・水道事業者に支払う水道料金を配分するために取り付けられた水道事業者の所有でないメーターについては、可能な限り当該水道事業者が管理するよう指導するとともに、必要に応じて水道事業者と共同で取付姿勢の検査及び法第151条第1項各号の検査を行なう。 | <p>各事業者に対して、8年に1回以上</p> <p>必要の都度</p> |

| | | |
|----------------|--|--|
| ④質量計 | <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項の規定による定期検査を受けなければならない特定計量器については、使用者の業種、地域及び事業規模等を考慮して効率的な巡回計画を立て、定期検査の受検の有無等を検査するとともに、必要に応じて法第151条第1項各号の検査を行なう。 | 必要の都度 |
| ⑤液化石油ガスメーター | <ul style="list-style-type: none"> ・LPガススタンド等における当該特定計量器の使用実態を把握し、管理台帳等により検定証印等の有効期間の管理状況を検査する。 ・必要と認める事業所等に対して立入検査を行い検定証印等の有効期間について検査を行うとともに、必要に応じて法第151条第1項各号の検査を行う。 | 各事業者に対して、4年に1回以上（事業者団体が定期的に検査を行っている場合は、結果を報告させることで上記に代えることができる。） |
| ⑥ガスメーター（都市ガス用） | <ul style="list-style-type: none"> ・ガス供給事業者に立ち入り、管理台帳等によりガスメーターの検定証印等の有効期間の管理状況及び使用範囲の表記の遵守状況を検査するとともに、必要に応じてガス供給事業者と共同で法第151条第1項各号の検査を行う。 ・ガス供給事業者に支払うガス料金を配分するために取り付けられたガス供給事業者の所有でないメーターについては、可能な限り当該事業者が管理するよう指導するとともに、必要に応じて事業者と共同で法第151条第1項各号の検査を行う。 | 各事業者に対して、10年に1回以上 必要の都度 |
| ⑦ガスメーター（石油ガス用） | <ul style="list-style-type: none"> ・石油ガス販売事業者の実態を把握し、地域及び事業規模を考慮して効率的な巡回計画を立て、必要と認める事業所等に対して立入検査を行い当該販売事業者が備える管理台帳等により石油ガスメーターの検定証印等の有効期間の管理状況及び使用範囲の表記の遵守状況を検査するとともに、必要に応じて販売事業者と共同で法第151条第1項各号の検査を行う。 | 各販売事業者に対して、10年に1回以上 |
| ⑧電気計器 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者を支払う電気料金を配分するために取り付けられた電気事業者の所有でない電気計器について、検定証印等の有無及び検定証印等の有効期間の検査を行う。 | 電気計器が取り付けられている建物に対して必要の都度 |

| | | |
|--------------|--------------------------------------|-------|
| ⑨ 上記以外の特定計量器 | ・取引又は証明に使用するものに対して法第151条第1項各号の検査を行う。 | 必要の都度 |
|--------------|--------------------------------------|-------|

別表2 商品の販売に係わる事業者に対する立入検査

| 対象事業者 | 検査の内容 | 頻度等 |
|----------------------------|--|------------------------------------|
| 商店、スーパー等 (適正計量管理事業所を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・検査商品の量目及び表示の確認 ・取引又は証明に使用する特定計量器、その他の器具、機械又は装置の状況 (使用方法の確認を含む) | 各事業者に対して、 (中元・年末年始時期) 概ね2年に1回以上 |

年度特定計量器定期検査の実施について

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

なお、検査の実施に際し掛かる手数料については、船橋市手数料条例に定めるとおりとする。

年 月 日

船橋市長

記

1. 特定計量器の定期検査を行う対象範囲等は、次のとおりとする。

(1) 区域別によるもの（ひょう量500kg以下のもの）

奇数年・郵便番号270-1471及び上3ケタが274で始まる区域に所在するもの
（金杉・金杉町・金杉台区域を含む）

偶数年・郵便番号の上3ケタが273で始まる区域に所在するもの。市立小中学校も含む
（金杉・金杉町・金杉台区域を除く）

(2) 区域は問わないもの

奇数年・私立保育園を除く市立施設に所在するもの

偶数年・ひょう量500kgを超えるもの及び同所に所在するもの
・市立保育園に所在するもの

2. 定期検査の対象となる特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定める非自動はかり、分銅及びおもりとする。

3. 定期検査を実施する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

4. 定期検査を実施する場所は、当該検査の対象となる特定計量器の所在する場所とする。

5. 定期検査を実施する者は、船橋市指定定期検査機関 となる。

検査済シール様式



直径 3 c mとする

色 緑、ブルーとオレンジ系統の
3色とする

○の部分に検査年数（西暦）を刷り込む

不合格シール様式



サイズ 縦 3.7cm

横 2.7cm

色 地色 赤

文字 黒

様式6

| 不 合 格 票 | |
|----------------------------|---|
| 特 定 計 量 器 名 | はかりの種類 () 能力 (ひょう量) () 製造番号 () |
| 不 合 格 理 由 | (検定検査規則第4 4条) 零点不良・失感・構造不良 状態：() (検定検査規則第4 5条及び第2 1 2条) 器差 使用公差 目量のところ、検査の結果 目量で使用公 差を超えたため。 |
| 年 月 日 | |
| 【船橋市指定定期検査機関】 | |

| 不 合 格 票 (控) | |
|----------------------------|---|
| 特 定 計 量 器 名 | はかりの種類 () 能力 (ひょう量) () 製造番号 () |
| 不 合 格 理 由 | (検定検査規則第4 4条) 零点不良・失感・構造不良 状態：() (検定検査規則第4 5条及び第2 1 2条) 器差 使用公差 目量のところ、検査の結果 目量で使用公 差を超えたため。 |
| 年 月 日 | |
| 【船橋市指定定期検査機関】 | |

検査機関控え

| | | | | |
|---|-----------|------------|-------|---|
| (1) 定期検査不合格計量器通知書 | | (控) | 第 | 号 |
| はかりの種類 | 能力 (ひょう量) | 製造番号 | 不合格事由 | |
| | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 住所 | 船橋市 | 氏名又は 名称 | | |
| | | TEL | () 様 | |
| [事後処理の状況] 修理 買換 廃棄 [報告書の返送] 有 (年 月 日) 無 [確認状況] | | | | |

受検者への通知書

| | | | |
|--|-----------|------------|-------|
| (2) 定期検査不合格計量器通知書 | | 第 | 号 |
| はかりの種類 | 能力 (ひょう量) | 製造番号 | 不合格事由 |
| | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 住所 | 船橋市 | 氏名又は 名称 | |
| | | TEL | () 様 |
| [船橋市指定定期検査機関] | | | |
| (注意事項) 1. この計量器はこのままでは、取引又は証明に使用することは出来ません。修理、交換、廃棄等の処理を行ってください。 2. 通知日より一か月以内に別紙 (3) のハガキにより処置の結果を必ず報告して下さい。 | | | |

| | | | |
|-----------------------|-----------|-------------------------|-------|
| (3) 定期検査不合格計量器処置結果通知書 | | 第 | 号 |
| はかりの種類 | 能力 (ひょう量) | 製造番号 | 不合格事由 |
| | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 住所 | 船橋市 | 氏名又は 名称 T E L | () 様 |

計量器は、次のとおり処置しましたので報告します。(該当に○印を付けてください)

1. 修理事業者で修理をした [依頼先事業者名 印]
業者記入欄：修理し、検定に合格しました。
検定年月、 年 月
2. 新しい計量器に交換した
3. 廃棄した (取引・証明用に使用しないことを含みます)

裏

| |
|--|
| 郵便はがき |
| <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 20px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="text-align: center;">切手を貼付 してください</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">[船橋市指定定期検査機関]</p> |

表

様式 8

免除シール様式



直径 3 c mとする

色 白系統の1色とする

代 検 査 業 務 届 出 書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

届出者 住 所
氏 名
電話番号

下記により、計量法第25条に基づく代検査業務を開始するので届出ます。

記

1. 代検査を行う特定計量器の種類
2. 事務所の所在地及び名称、電話番号
所 在 地
名 称
電話番号
3. 添付資料
 - (1) 計量士登録証の写し
 - (2) 検査に使用する基準器の成績書の写し
 - (3) 基準器を借用する場合は、賃貸契約書等の写し
 - (4) 代検査合格シール
 - (5) 質量標準管理マニュアル

様式9-2

代検査業務の届出事項変更届

年 月 日

船 橋 市 長 あて

届出者 住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり、代検査業務の届出事項に変更がありましたので届出ます。

1. 変更事項

2. 添付書類

表

裏

—郵便はがき—

郵便
切手

宛て先

年度

計量器（はかり）定期検査受検要請書

貴社（店、事業所）は、先に船橋市の公示に基づきお知らせした期日の「はかり」の定期検査（計量法第 19 条第 1 項に基づく検査）を受けておりませんので、下記の日時で必ず定期検査を受検されるよう、お願いいたします。

| | |
|--|--|
| 検査 予定 日時 | |
| 検査予定日が定休日等で、検査が実施できない場合は 「 」 まで至急ご連絡ください。 | |

「はかり」の定期検査について

商店、工場、病院、学校等で取引、証明に使用している「はかり」は「計量法」で、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。この定期検査を受けないで、「はかり」を取引、証明に使用した場合は、計量法の罰則規定（法第 173 条）の対象とされることもありますので、ご注意ください。

この検査は、「はかり」の使用場所で行いますので、計量士が検査にお伺いいたします。

なお、今回の指定日時に特別の理由により検査を受けられない場合は、必ず下記へ事前にご連絡のうえ、受検出来る日時を決定して下さい。

（検査当日必要なもの）

1. 「はかり」（増しおもり又は分銅を使用するものは、必ず用意してください）
2. 検査手数料（船橋市手数料条例に定められた額）を検査当日現金でお支払い下さい。
「はかり」1台につき概ね 500 円～2,800 円、おもり、分銅については 1 個 10 円です。

[船橋市指定定期検査機関]

様式 1 1

定期検査未受検者報告書

年 月 日

船橋市長

あて

年 月 日 現在の定期検査未受検者を下記のとおり報告いたします。

1. 未受検事業所（事業所コード・事業所名・住所・代表者・連絡先）
2. 使用計量器（はかりの種類・ひょう量・目量・台数）
3. 未受検理由
4. 状況及び経緯
5. その他

様式12

定期検査受検勧告書

年 月 日

様

船橋市長

あなたが取引（証明）に使用している質量計は、計量法により、定期検査を受けなければならないことになっています。

定期検査を受けずに下記の質量計を、取引（証明）に使用されると、計量法違反行為となりますので、下記のとおり検査を受けて下さい。

記

検査の日時

年 月 日（ ）午前 時～午後 時

検査の場所

質量計の所在場所

検査を受ける質量計

| 種類 | 能力 | 製造番号 | 検査手数料 | 摘要 |
|----|----|------|-------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

様式13

定期検査受検警告書

年 月 日

様

船橋市長

あなたが取引（証明）に使用している質量計は、計量法により、定期検査を受けなければならないことになっています。

下記の質量計は、今までたびたび検査を受けるようお知らせしましたが、まだ検査を受けないまま使用されていることは計量法に違反しています。

下記のとおり、検査を実施しますので必ず受検されるよう警告します。

もし今度の検査を受けられないときは計量法の罰則規定に照らし、所定の手続きをとることになりますので念の為申し添えます。

記

検査の日時

年 月 日（ ）午前 時～午後 時

検査の場所

質量計の所在場所

検査を受ける質量計

| 種類 | 能力 | 製造番号 | 検査手数料 | 摘要 |
|----|----|------|-------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

様式 1 4

立入検査苦情処理記録簿

| | | | |
|-----------|-------|-------|-------|
| 受 付 日 | 年 月 日 | 回 答 日 | 年 月 日 |
| 住 所 | | | |
| 氏 名 | | TEL | |
| 苦情の内容 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 処理の経過及び内容 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 年 月 日 | | | |

様式15-1

改 善 勸 告 書
(特定計量器用)

年 月 日

様

船橋市長

あなたは、下記のとおり計量法の違反行為を行っており、適正な計量の実施の確保上重大な支障を生じさせているので、直ちに改善されるよう勧告します。

記

1 違反事実確認の日時及び場所

年 月 日 () 午後・午前 時 分
船橋市 丁目 番 号

2 違反の内容

3 改善措置

改 善 勸 告 書
(商品販売用)

年 月 日

様

船橋市長

あなたは、下記のとおり計量法の違反行為を行っており、適正計量の実施の確保上重大な支障を生じさせているので、計量法第15条第1項の規定に基づき、商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認められるので、直ちに改善されるよう勧告します。

記

1 違反事実確認の日時及び場所

年 月 日 () 午後・午前 時 分
船橋市 丁目 番 号

2 違反の内容

3 改善すべき内容

様式16-1

警 告 書
(特定計量器用)

年 月 日

様

船橋市長

あなたは、下記のとおり計量法の違反行為を行っており、そのままの状態、その行為を続けられれば、法に基づき、処罰されることとなりますので、直ちに改善されるよう警告します。

記

1 違反事実確認の日時及び場所

年 月 日 () 午後・午前 時 分
船橋市 丁目 番 号

2 違反の内容

3 警告措置

様式16-2

警 告 書
(商品販売用)

年 月 日

様

船橋市長

あなたは、下記のとおり計量法の違反行為を行っており、そのままの状態、その行為を続けられれば、計量法第15条第2項の規定に基づき、公表されることとなりますので、直ちに改善されるよう警告します。

記

1 違反事実確認の日時及び場所

年 月 日 () 午後・午前 時 分
船橋市 丁目 番 号

2 違反の内容

3 警告措置

適正計量管理事業所指定申請書

年 月 日

様

申請者 住所
氏名

次のとおり、適正計量管理事業所の指定を受けたいので、申請します。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

- 2 事業所の名称（業務を含む。）及び所在地
事業所の名称
業 種
所 在 地

- 3 使用する特定計量器の名称、性能及び数並びに取引又は証明に用いる特定計量器とその他に用いる計量器との別及び数
(1) 取引又は証明に用いる特定計量器

(2) その他に用いる計量器

- 4 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分

| 計量士の氏名 | 登録番号 | 計量士の区分 | 備 考 |
|--------|------|--------|-----|
| | | | |
| | | | |

- 5 計量士施行規則第73条各号に掲げる計量管理の方法に関する事項

様式 18

適正計量管理事業所指定検査申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

申請者 住所

氏名

下記のとおり、計量法第127条第1項の指定に係る、同法第127条第3項の検査を受けたいので申請いたします。

記

1 受検する事業所の名称及び所在地

事業所名

所在地

2 受検に係る責任者及び連絡先

担当部署

氏 名

電話番号

様式 19

適正計量管理事業所指定申請検査書

年 月 日

様

船橋市長

より提出があった適正計量管理事業所指定申請書について計量法第127条第3項の規定に基づき検査した結果は、下記のとおりです。

記

- 1 申請書の記載事項について事実と相違する事項
- 2 計量法第133条において準用する第92条第1項の指定の欠格事由該当の有無
- 3 その他必要と認める事項

手数料減免申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者

住 所

氏 名

下記のとおり、定期検査手数料の減免申請をします。

記

1. 手数料の額

| 種 類 | ひょう量 | 台 数 | 1個あたりの手数料 | 手数料額 |
|--------------|------|-----|-----------|------|
| 指示はかり (パネ式等) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 電気式はかり | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2. 減免申請額 円

3. 理 由 (いずれかに○をしてください)

1. 市立の施設が使用している計量器
2. 国又は他の地方公共団体が公用又は公共用に使用している計量器
3. その他 ()

立入検査証様式

サイズ B8 64×91

表

| | |
|----------------------------|-------|
| 第 号 | |
| 計量法第148条第4項の 規定による立入検査証 | |
| 職名及び氏名 | |
| 年 月 日 生 | |
| 年 月 日 発行 | |
| 写真 | 発行者 印 |

裏

計量法（平成4年法律第51号）抜粋

第148条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定期間、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第175条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(3) 第148条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第176条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定期間、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

(4) 第148条第2項又は第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。